

近江八幡市安寧のまちづくり基本構想推進会議設置要綱

(設置)

第1条 近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)に基づき、近江八幡市版CCRCの実現に必要な事項を検討するため、近江八幡市安寧のまちづくり基本構想推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 近江八幡市版CCRCのコンセプト及び基本的な方向性に関すること。
- (2) 近江八幡市版CCRCの推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民又は関係団体の代表者
- (2) 民間事業者の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長が欠席となるときは、座長の指名により議長を決定する。

3 議長は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、政策推進主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮り定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。